

2013年11月29日

搜索差押についての裁判所の決定を断固糾弾する。

全大阪生活と健康を守る会
淀川生活と健康を守る会
弁護団一同

大阪府警は、2013年9月12日、淀川生活と健康を守る会（淀川生健会）の元会員Aの生活保護法違反を被疑事実として、淀川生健会と全大阪生活と健康を守る会（大生連）を搜索した。同月17日に、今夏の生活保護基準切り下げに対する一斉審査請求を控えていた直前の搜索であった。同警官らは、Aの不正受給と何ら関係のない一斉審査請求に関する文書や大会決定集などを差し押さえた。

大阪府警は、さらに、同年10月10日、淀川生健会の別の元会員Bの生活保護法違反を被疑事実として、淀川生健会と大生連、さらには東京の全国生活と健康を守る会連合会（全生連）を搜索し、9月12日の搜索差押に対する抗議文などを差し押さえた。

大生連と淀川生健会は、これらの搜索差押に対し、大阪地裁に取り消しを求めて準抗告を申し立てた。しかし、大阪地裁（令状部）裁判官は単独で審理したうえで、同月28日、準抗告を棄却した。これに対し、当会は、同年11月5日、最高裁に対し特別抗告を申し立てた。しかし、同月25日、最高裁は、憲法違反・判例違反に当たらないとして特別抗告を棄却した。

これら2件の事件は、それぞれ元会員が単独で行ったものであり、大生連や淀川生健会が不正受給に関わったことは全くない。にもかかわらず、淀川生健会の役員が生活保護の申請に同行した正当な活動に対し、違法がないか、との探索的搜索を強行したものである。

生活困窮者が生活保護の申請にあたり、生活保護法に通じた者の同行を得て、生活保護を申請することは、国民の権利であり、生存権を保障した憲法25条から導かれる。申請に同行したことを理由として搜索差押を行うことは、同行申請を躊躇させ、ひいては、生活困窮者の生存権を保障する機会を奪う。

大阪府警は、いずれも準抗告申立後ただちに、差押物件の返還を申し出た。差押物件が返還されると、準抗告を申し立てる利益がなくなるとされており、大阪府警が差押物件を返還することにより、事後の裁判所の審査を免れようとしたことは、明らかであった。

10月10日の搜索では、大阪府警は、大会決定集を差し押さえた。この大会決定集は、9月12日に差し押さえられ、その後、不要になったとして大阪府警自らが返還してきたものであった。差押の必要がないことは明らかである。このような差押えを許せば、会員もしくは元会員の中から新たな被疑者が出るたびに、大阪府警は、手元に写しがあるはず

の同じ資料を求めて繰り返し令状を請求し、大生連及び淀川生健会らに踏み込んでくる
ことが可能になる。また、搜索差押えの都度、マスコミ報道を通じて、あたかも淀川生健会
や大生連が不正に関与していたかのような誤った印象を世間に流布させることが可能にな
る。

さらに、本件では、淀川生健会や大生連や東京の全生連に存在しないことが明らかな被
疑者のタイムカードなどを差し押さえ物件として記載した令状が発付されていた。被疑者
方以外の場所を搜索する場合、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況を必要とした刑
事訴訟法の規定に真っ向から反するものである。

大阪地裁令状部の裁判官は、被疑者ではない第三者方に対する搜索差押令状について、
憲法が求める令状主義に反して、関連性も特定性もないがしろにしたまま発付したもので
あり、違法性は明らかである。

準抗告の手續においても、大阪地方裁判所裁判官（令状部）は、本件の根拠となった搜
索差押許可状やその根拠資料の開示を拒否し、的確に不服を申し立てる機会を我々から奪
った。これは、憲法の保障する令状主義そのものをないがしろにする暴挙であり、重大な
手續上の不正義といわざるをえない。

大阪地裁令状部裁判官及び最高裁第一小法廷は、このような数々の重大な問題に背を向
け、本件の違法な搜索差押令状の発付を追認するがごとき決定を行った。

現在、日本政府は、福祉を切捨て、情報統制を強め、軍事国家化へ舵を切ろうとしてい
る。このような時期に、裁判所が本件の搜索差押を許したことは、人権保障の砦としての
自らの責務を忘れた恥ずべき判断といわなければならない。

大生連と淀川生健会は、60年以上にわたり、生活困窮者の権利や平和憲法擁護のため、
尽力してきた。このたびの一斉審査請求も、他の多くの団体と連携し、1万人以上が請求
人になって、運動はこれまでにない広がりを見せている。

今回の特別抗告棄却を受けても、大生連と淀川生健会は、違法な搜索差押にいささかも
ひるむことはない。我々は、これまで以上に、多くの団体と連携し、生活困窮者の生存権
をはじめとする人権や平和憲法を守る活動に尽力することをここに表明する。

以上